

旅行業登録票

業務範囲

国内旅行

登録番号

東京都知事登録旅行業第 3-8395 号

登録年月日

2023 年 6 月 29 日

有効期間

2023 年 6 月 29 日～2028 年 6 月 28 日

氏名又は名称

ANA ホールディングス株式会社

営業所の名称、住所

- 営業所の名称 : 未来創造室 モビリティ事業創造部
- 住所 : 東京都港区東新橋一丁目5番2号 汐留シティセンター

サイト営業時間

24 時間

旅行業務取扱管理者

津田 佳明、石井 祐司、江口 奈緒美

「旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引の責任者です。この旅行の契約に関し担当者からの説明に不明な点がありましたらご遠慮なく表記の旅行業務取扱い責任者にご質問ください。」

管理者対応時間

9:30～18:00

お客様相談窓口

お問い合わせ

※お問い合わせの際には「お問い合わせ内容」に「旅 CUBE の件」と明記ください。

標準旅行業約款／手配旅行契約の部

【2023年7月31日作成】

※当社は標準旅行業約款を採用しております。

お申し込みの際には、必ずこのご旅行条件書を十分にお読みください。

手配旅行契約の部

第一章 総則

(適用範囲)

第一条

- 当社が旅行者との間で締結する手配旅行契約は、この約款の定めるところによります。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。
- 当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

(用語の定義)

第二条

- この約款で「手配旅行契約」とは、当社が旅行者の委託により、旅行者のために代理、媒介又は取次をすること等により旅行者が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように、手配することを引き受ける契約をいいます。
- この約款で「国内旅行」とは、本邦内のみ旅行をいい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。
- この約款で「旅行代金」とは、当社が旅行サービスを手配するために、運賃、宿泊料その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用及び当社所定の旅行業務取扱料金(変更手数料金及び取消手数料金を除きます。)をいいます。
- この部で「通信契約」とは、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員との間で電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による申込みを受けて締結する手配旅行契約であって、当社が旅行者に対して有する手配旅行契約に基づく旅行代金等に係る債権又は債務を、当該債権又は債務が履行されるべき日以降に別に定める提携会社のカード会員規約に従って決済することについて、旅行者があらかじめ承諾し、かつ旅行代金等を第十六条第二項又は第五項に定める方法により支払うことを内容とする手配旅行契約をいいます。

5 この約款で「カード利用日」とは、旅行者又は当社が手配旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。

(手配債務の終了)

第三条 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、手配旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了します。したがって、満員、休業、条件不相当等の事由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合であっても、当社がその義務を果たしたときは、旅行者は、当社に対し、当社所定の旅行業務取扱料金(以下「取扱料金」といいます。)を支払わなければなりません。通信契約を締結した場合においては、カード利用日は、当社が運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった旨、旅行者に通知した日とします。

(手配代行者)

第四条 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行者、手配を業として行う者その他の補助者に代行させることがあります。

第二章 契約の成立

(契約の申込み)

第五条

- 1 当社と手配旅行契約を締結しようとする旅行者は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。
- 2 当社と通信契約を締結しようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、会員番号及び依頼しようとする旅行サービスの内容を当社に通知しなければなりません。
- 3 第一項の申込金は、旅行代金、取消料その他の旅行者が当社に支払うべき金銭の一部として取り扱います。

(契約締結の拒否)

第六条 当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約の締結に応じないことがあります。

- 一 通信契約を締結しようとする場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効である等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。
- 二 旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
- 三 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- 四 旅行者が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社

の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

五 その他当社の業務上の都合があるとき。

(契約の成立時期)

第七条

1 手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第五条第一項の申込金を受理した時に成立するものとします。

2 通信契約は、前項の規定にかかわらず、当社が第五条第二項の申込みを承諾する旨の通知が旅行者に到達したときに成立するものとします。

(契約成立の特則)

第八条

1 当社は、第五条第一項の規定にかかわらず、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく、契約の締結の承諾のみにより手配旅行契約を成立させることがあります。

2 前項の場合において、手配旅行契約の成立時期は、前項の書面において明らかにします。

(乗車券及び宿泊券等の特則)

第九条

1 当社は、第五条第一項及び前条第一項の規定にかかわらず、運送サービス又は宿泊サービスの手配のみを目的とする手配旅行契約であって旅行代金と引換えに当該旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するものについては、口頭による申込みを受け付けることがあります。

2 前項の場合において、手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。

(契約書面)

第十条

1 当社は、手配旅行契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます。)を交付します。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについて乗車券類、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するときは、当該契約書面を交付しないことがあります。

2 前項本文の契約書面を交付した場合において、当社が手配旅行契約により手配する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該契約書面に記載するところによります。

(情報通信の技術を利用する方法)

第十一条

- 1 当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、手配旅行契約を締結しようとするときに旅行者に交付する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面又は契約書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」といいます。)を提供したときは、旅行者の使用する通信機器に 備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認します。
- 2 前項の場合において、旅行者の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社を使用する通信機器に備えられたファイル(専ら当該旅行者の用に供するものに限ります。)に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。

第三章 契約の変更及び解除

(契約内容の変更)

第十二条

- 1 旅行者は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の手配旅行契約の内容を変更するよう求めることができます。この場合において、当社は、可能な限り旅行者の求めに応じます。
- 2 前項の旅行者の求めにより手配旅行契約の内容を変更する場合、旅行者は、既に完了した手配を取り消す際に運送・宿泊機関等に支払うべき取消料、違約料その他の手配の変更に要する費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の変更手数料金を支払わなければなりません。また、当該手配旅行契約の内容の変更によって生ずる旅行代金の増加又は減少は旅行者に帰属するものとします。

(旅行者による任意解除)

第十三条

- 1 旅行者は、いつでも手配旅行契約の全部又は一部を解除することができます。
- 2 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、既に旅行者が提供を受けた旅行サービスの対価として、又はいまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手数料金及び当社が得るはずであった取扱料金を支払わなければなりません。

(旅行者の責に帰すべき事由による解除)

第十四条

- 1 当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約を解除することがあります。
 - 一 旅行者が所定の期日までに旅行代金を支払わないとき。
 - 二 通信契約を締結した場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効になる等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくな

ったとき。

三 旅行者が第六条第二号から第四号までのいずれかに該当することが判明したとき。

2 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、いまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手続料金及び当社が得るはずであった取扱料金を支払わなければなりません。

(当社の責に帰すべき事由による解除)

第十五条

1 旅行者は、当社の責に帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能になったときは、手配旅行契約を解除することができます。

2 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、当社は、旅行者が既にその提供を受けた旅行サービスの対価として、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を除いて、既に收受した旅行代金を旅行者に払い戻します。

3 前項の規定は、旅行者の当社に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。

第四章 旅行代金

(旅行代金)

第十六条

1 旅行者は、旅行開始前の当社が定める期間までに、当社に対し、旅行代金を支払わなければなりません。

2 通信契約を締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして旅行代金の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が確定した旅行サービスの内容を旅行者に通知した日とします。

3 当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動を生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。

4 前項の場合において、旅行代金の増加又は減少は、旅行者に帰属するものとします。

5 当社は、旅行者と通信契約を締結した場合であって、第三章又は第四章の規定により旅行者が負担すべき費用等が生じたときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして当該費用等の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、当社が旅行者に通知した日とします。ただし、第十四条第一項第二号の規定により当社が手配旅行契約を解除した場合は、旅行者は、当社の定める期日までに、当社の定める支払方法により、旅行者が当社に支払うべき費用等を支払わなければなりません。

(旅行代金の精算)

第十七条

- 1 当社は、当社が旅行サービスを手配するために、運送・宿泊機関等に対して支払った費用で旅行者の負担に帰すべきもの及び取扱料金(以下「精算旅行代金」といいます。)と旅行代金として既に收受した金額とが合致しない場合において、旅行終了後、次項及び第三項に定めるところにより速やかに旅行代金の精算をします。
- 2 精算旅行代金が旅行代金として既に收受した金額を超えるときは、旅行者は、当社に対し、その差額を支払わなければなりません。
- 3 精算旅行代金が旅行代金として既に收受した金額に満たないときは、当社は、旅行者にその差額を払い戻します。

第五章 団体・グループ手配

(団体・グループ手配)

第十八条 当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者(以下「契約責任者」といいます。)を定めて申し込んだ手配旅行契約の締結については、本章の規定を適用します。

(契約責任者)

第十九条

- 1 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者(以下「構成者」といいます。)の手配旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引及び第二十二条第一項の業務は、当該契約責任者との間で行います。
- 2 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出し、又は人数を当社に通知しなければなりません。
- 3 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- 4 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

(契約成立の特則)

第二十条

- 1 当社は、契約責任者と手配旅行契約を締結する場合において、第五条第一項の規定にかかわらず、申込金の支払いを受けることなく手配旅行契約の締結を承諾することがあります。
- 2 前項の規定に基づき申込金の支払いを受けることなく手配旅行契約を締結する場合には、当社は、契約責任者にその旨を記載した書面を交付するものとし、手配旅行契約は、当社が当該書面を交付した時に成立するものとします。

(構成者の変更)

第二十一条

- 1 当社は、契約責任者から構成者の変更の申出があったときは、可能な限りこれに応じます。
- 2 前項の変更によって生じる旅行代金の増加又は減少及び当該変更に必要な費用は、構成者に帰属するものとします。

(添乗サービス)

第二十二条

- 1 当社は、契約責任者からの求めにより、団体・グループに添乗員を同行させ、添乗サービスを提供することがあります。
- 2 添乗員が行う添乗サービスの内容は、原則として、あらかじめ定められた旅行日程上、団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。
- 3 添乗員が添乗サービスを提供する時間帯は、原則として、八時から二十時までとします。
- 4 当社が添乗サービスを提供するときは、契約責任者は、当社に対し、所定の添乗サービス料を支払わなければなりません。

第六章 責任

(当社の責任)

第二十三条

- 1 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が第四条の規定に基づいて手配を代行させた者(以下「手配代行者」といいます。)が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して二年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- 2 旅行者が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- 3 当社は、手荷物について生じた第一項の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して、国内旅行にあつては十四日以内に、海外旅行にあつては二十一日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者一名につき十五万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。

(旅行者の責任)

第二十四条

- 1 旅行者の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければなりません。

- 2 旅行者は、手配旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、旅行者の権利義務その他の手配旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- 3 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

第七章 営業保証金

(営業保証金)

第二十五条

- 1 当社と手配旅行契約を締結した旅行者又は構成者は、その取引によって生じた債権に関し、当社が旅行業法第七条第一項の規定に基づいて供託している営業保証金から弁済を受けることができます。
- 2 当社が営業保証金を供託している供託所の名称及び所在地は、次のとおりです。
 - 一 名称:東京法務局
 - 二 所在地:東京都千代田区九段南1丁目1番15号

旅行条件書(手配旅行:国内)

【2023年7月現在】

「旅行条件書」は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

お申し込みの際には、必ずこのご旅行条件書を十分にお読みください。

保存、プリントアウトしてご確認ください。

1. 手配旅行契約

(1)ご旅行をお申し込みの際は、必要事項をお申し出のうえ、お客様は ANA ホールディングス株式会社(以下、「当社」という。)と手配旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。

(2)お客様の依頼により、当社はお客様のために代理・媒介・取次をすることなどにより、お客様が当該旅行の日程に従い、運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下、「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように、手配することを引き受けます。

(3)旅行の手配にあたり、当社は運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の費用(以下「旅行代金」といいます。)のほか、所定の取扱料金を申し受けます。

(4)旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書、及び当社旅行業約款手配旅行契約の部(以下「当社約款」といいます。)によります。

2. 旅行のお申込みと契約成立時期

(1)当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入の上、旅行代金の20%相当額の申込金を添えてお申込みください。お申込金は、旅行代金または取消料、違約料の一部として取扱います。残額は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目に当る日までに当社が確認できるようにお支払いください。

旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって14日目に当る日以降にお申込みの場合には、当社が指定する期日までにお支払いください)

(2)旅行契約は、当社がお申込みを受諾し、お申込金を受諾したときに成立します。

(3)上記(2)にかかわらず、次の場合はお申込金の支払を受けることなく契約が成立します。

1.お申込金の支払を受けることなく、契約を締結する旨の書面を交付した場合。(書面をお渡した時点、FAX や Eメールの場合はお客様に到達した時点で契約成立となります。)

2.旅行出発日までに旅行代金と引き換えに旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面をお渡しする場合。(当社がお申込みを受諾した時点で契約成立となります。)

3. お申し込み条件

(1)お申込み時に、未成年(満 18 歳未満)の方が、契約責任者となる場合は、原則として受付いたしません。

(2)慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なわれている方、動物アレルギーのある方、補助犬使用者の方、おからだの不自由な方等で特別の配慮を必要とする方は、予めその旨お申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。お申し出に基づき、お客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様負担となります。

(3)妊娠中の方は、ご利用航空会社による搭乗制限がある場合がありますので、お申込み時点で必ずご確認ください。

(一例)ANA では、出産予定日を含め 8 日以上 28 日以内のご搭乗は、「診断書」の提出が必要です。出産予定日を含め 7 日以内のご搭乗は、「診断書」の提出および「産科医の同伴」が必要になります。

(4)お客様が、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、お申し込みをお断りする場合があります。

(5)その他、当社らの業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

4. 旅行業務取扱料金

(1)当社は、お客様のご旅行に伴ってお引受けする日程表・見積書の作成、予約の手配・変更・取消・クーポン券類の発券・確認発券(お客様ご自身によるご予約記録を、弊社にて確認後、クーポンを発券すること)などに対しまして、当社が定める旅行業務取扱料金を申し受けます。

(2)ご旅行を中止(取消)する場合、クーポン券類をお引き渡しする前・後にかかわらず、当該旅行の手配・相談の一部又は完了している場合には、これに係る旅行業務取扱料金を申し受けます。

5. 契約書面のお渡し

当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービス内容、その他旅行条件および当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面は旅行条件書、ご旅行お引受書、ご日程表、ご旅行代金見積書等により構成されます。但し、当社が手配するすべての旅行サービスについて乗車券類、宿泊券その他旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面をお渡しするときは、当該書面をお渡ししないことがあります。

6. 旅行代金のお支払いと額の変更

(1)旅行代金(旅行費用ならびに当社の取扱料金をいいます。)は、契約書面に記載した日までにお支払いください。

(2) 当社は旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場などの変動、その他当社の関与し得ない事由などにより旅行代金の変動が生じた場合には、当該旅行代金を変更します。

(3) 当社は、実際に要した旅行代金と収受した旅行代金が合致しない場合、旅行終了後速やかに旅行代金を精算します。

7. 旅行契約内容の変更

(1) お客様から契約内容の変更のお申し出があったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。また、次の料金を申し受けます。

1. 変更のために運送・宿泊機関に支払う取消料・違約料
2. 当社所定の変更手続料金

8. 旅行契約の解除

(1) お客様は次の料金をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部または一部を解除することができます。) 契約解除のお申し出は、取扱支店の営業時間内にお受けします。

1. お客様がすでに受けた旅行サービスの対価、または未だ提供を受けていない旅行サービスにかかわる取消料、違約料等の名目で旅行サービス提供機関に支払う費用
2. 当社が得るはずであった取扱料金および、当社所定の取消手続料金

(2) 当社の責に帰すべき理由により旅行サービスの手配が不可能になった場合、お客様は旅行契約を解除できます。このときは、お客様がすでに受けた旅行サービスの対価として旅行サービス提供機関に支払う費用を差し引いて、払い戻しいたします。

(3) お客様が第 6 項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときはお客様に次の料金をお支払いいただきます。

1. お客様がすでに受けた旅行サービスの対価、または未だ提供を受けていない旅行サービスにかかわる取消料、違約料等の名目で旅行サービス提供機関に支払う費用
2. 当社が得るはずであった取扱料金および、当社所定の取消手続料金

(4) お客様が、当社に対して暴力的又は不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し、当社の業務を妨害する行為、またはこれらに準ずる行為を行ったときには、当社は本項(3) 1.2.を収受のうえ、お客様との旅行契約を解除いたします。

9. 当社の責任

(1) 当社の責任の範囲は、第 1 項(2)に記載した手配行為に限定されます。

(2) 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者(以下、「手配代

行者」といいます。)の故意又は過失により、お客様に損害を与えた場合には、お客様が被られた損害を賠償いたします。但し、損害発生の日から起算して 2 年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。

(3)お客様が次に掲げるような理由により、損害を被られた場合、原則として本項(1)の責任を負うものではありません。

- 1.天災地変、戦乱、暴動またはこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
- 2.官公署の命令。外国の出入国規制または伝染病による隔離。
- 3.運送・宿泊機関などのサービス提供の中止、またはこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
- 4.運送機関の遅延・不通・経路変更またはこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮。
- 5.食中毒。
- 6.盗難。
- 7.お客様ご自身の故意又は過失による損害。
- 8.その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由による損害。

(4)手荷物について生じた本項(2)の損害につきましては、本項(2)の規定にかかわらず損害発生の日から起算して国内旅行は 14 日以内、海外旅行は 21 日以内に、当社に対して申し出があった場合に限り

賠償いたします。但し、損害額の如何にかかわらず、当社が支払う賠償額は、お 1 人あたり最高 15 万円までといたします。

10. お客様の責任

(1)お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行動により当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

(2)お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他旅行契約の内容について理解するよう努めていただきます。

(3)お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者または旅行サービス提供者にその旨をお申し出ください。

11. 通信契約による旅行条件

当社は、提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」)のカード会員(以下「会員」)より所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金等のお支払いを受ける」こと(以下「通信契約」)を条件に、「電話、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段による旅行のお申込み」を受ける場合があります。「通信契約による旅行条件」は、「通常の旅行契約の旅行条件」とは、以下の 1~3 の点で異なり

ます。

(1)通信契約による旅行契約は、通信契約前項の規定にかかわらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。また、申込み時には「会員番号・カード有効期限」等を当社に通知していただきます。

(2)「カード利用日」とは、会員および当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払い戻し債務を履行すべき日をいいます。旅行代金のカード利用日は、確定した旅行サービスをお客様に通知した日とします。また、第8項に定める「契約解除に係る所定の料金」は、旅行代金から差し引いた額を解除の申し出のあった日の翌日から起算して7日以内をカード利用日として払い戻します。

(3)与信等の理由により、会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、第8項(3)の料金を申し受けます。但し、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

12. 個人情報の取扱いについて

(1)当社では、旅行お申し込みの受け付けに際し、お客様から所定の申込書にてお申し込みいただいた旅行サービスの手配およびそれらのサービスの受領のために必要となる個人情報を、お客様よりすべてご提供いただきます。ご提供いただきましたお客様の個人情報(氏名・住所・電話番号・メールアドレス等)について、お客様とのご連絡に利用させていただくほか、お申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配および、それらのサービス受領のための手続きに必要な範囲内で、運送・宿泊機関、保険会社等に対し、電子的方法等により提供いたします。当社では、①当社および当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、②旅行参加後のご意見や、ご感想提供のお願い、③アンケートのお願い、④特典・サービスの提供、⑤統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させていただく場合があります。また、旅行手配、統計処理等のために、業務を委託する場合があります。

(2)当社では、①当社および当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、③アンケートのお願い、④特典・サービスの提供、⑤統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただく場合があります。また、旅行手配、統計処理等のために、業務を委託する場合があります。このほか、当社が保有するお客様の個人情報のうち、氏名・住所・電話番号・メールアドレス・旅行内容等のお客様へのご連絡にあたり、必要となる最小限の範囲のものについて、当社グループ企業との間で共同して利用させていただきます。また、その管理は当社が責任を持って行います。当社グループ企業は、それぞれの企業案内、商品および催し物内容等のご案内や、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただく場合がございます。

なお、当社グループ企業の名称、プライバシーポリシーについては、[ウェブサイト](#)をご参照ください。

(3)ご旅行のお申し込みに際してご提出いただいた個人情報について、個人情報の開示等をご希望される場合には、当社のプライバシーポリシーをご確認のうえ、ご連絡ください。

13. その他

(1)お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用(交通費、治療費など)、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用などは、お客様にご負担いただきます。

(2)航空会社の運航計画およびダイヤの変更などにより、ご予約便の運航会社、航空便名、発着時間、使用いたします機種、座席番号などに変更が発生する場合がございます。

14. 旅行傷害保険加入のおすすめ

安心してご旅行していただくため、お客様ご自身にて旅行傷害保険へのご加入をお勧めいたします。

旅行業務取扱料金表

国内旅行 手配旅行に係る取扱料金

お引受する内容			旅行業務取扱料金
手配旅行	運送機関と宿泊機関・観光券等との手配が複合した場合	1 件 1 手配につき	総額の 20%以内
	運送機関等のみの手配	1 件 1 手配につき	運送機関等手配に係る費用の 20%以内(下限 1,100 円)
	宿泊機関等のみの手配	1 件 1 手配につき	宿泊機関等手配に係る費用の 20%以内(下限 1,100 円)
	観光券等のみの手配	1 件 1 手配につき	観光券等手配に係る費用の 20%以内(下限 1,100 円)
	変更の手続	1 件 1 手配につき	当該変更された宿泊機関・運送機関・観光券等に係る旅行費用の 20%以内
	取消の手続	1 件 1 手配につき	当該取消された宿泊機関・運送機関・観光券等に係る旅行費用の 20%以内
添乗サービス料金		添乗員 1 人 1 日につき	33,000 円(宿泊、交通費等の旅行実費は別)
空港等でのお見送りサービス		あつ旋員 1 名につき	11,000 円(宿泊、交通費等の旅行実費は別)
連絡通信費	お客様の依頼により緊急に現地手配等の為の通信連絡を行った場合	1 件につき	550 円

* 1 JR 券を取消・払戻する場合は、上記規定にかかわらず変更・取消・払戻に係る旅行業務取扱料金はいただきませんが、各運送機関が定める取消料・払戻手数料を申し受けます。

* 2 同一の宿泊機関に連泊する場合は、まとめて 1 件として扱います。

* 3 上記の各料金は手続きお申し込み後、当該手配を取消される場合でも払戻いたしません。

* 4 上記料金には、消費税が含まれています。

* 5 「1 手配」とは、同一の手配を同時に行う場合は複数名でも「1 手配」と数えます。手配日・利用日・利用期間・利用区間・提供機関等が異なる場合はそれぞれ「1 手配」と数えます。

国内旅行 相談料金

区分	お引受する内容	旅行業務取扱料金
国内旅行	(1)お客様の旅行計画作成の為の相談	基本料金(30分まで)2,200円 以降30分ごと2,200円
	(2)旅行計画の作成	1件につき2,200円
	(3)旅行代金見積書の作成	1件につき2,200円
	(4)旅行地及び運送、宿泊機関等に関する 情報提供	資料(A4版)1枚につき1,100円
お客様の依頼による出張相談	上記(1)から(4)までの料金に 5,500円増	

* 1 上記の各料金は手続きお申し込み後、当該手配を取消される場合でも払戻いたしません。

* 2 上記料金には、消費税が含まれています。